## 11 月の市民相談

	1 1 J V J 1 1 J V		1
	相談種目	とき・申込	ところ・問合先・備考
市民生活	福祉総合相談窓口 (ひきこもり、8050 など)	平日 午前8時30分~午後5時15分	市役所 2 階福祉課社会福祉グループ (☎ 38-5830)
	一般相談(よろず相談)	平日 午前9時~正午、午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室 (☎ 38-5822)
	消費生活相談	月〜木曜日(祝日を除く) 午前 8 時 30 分〜正午(午前 11 時 30 分まで受付)	市役所 1 階消費生活センター(☎ 37-7867)
	弁護士による法律相談 ※予約制	11 日似・26 日似午後 1 時〜 4 時 ※予約は4日似午前9時から先着順・電話可	市役所 1 階市民相談室(☎ 38-5822)
	若年者就職相談 ※予約優先	14 日 (金)午前 9 時 30 分~正午	市役所 1 階市民相談室 いちサポ( <b>☎</b> 0586-55-9286)
	多重債務者相談 ※予約優先	20 日休午後 1 時~ 4 時	市役所 1 階市民相談室 クレサラあしたの会 ( ☎ 090-3252-5652)
	創業者週末・夜間 相談会 ※予約制	11月17日月〜12月21日(日)(1枠1時間) 平日 午後6時〜7時開始 土日 午前9時〜午後4時開始 申込 希望日の3営業日前までに 電話または右記二次元コードから	岩倉市商工会 (☎ 66-3400) 相談内容:事業者としての基礎知識、創業の手続き、 事業の内容等、専業・副業問わず創業に関わること 対象:創業を検討している人、創業後 2 年以内の人 相談員:岩倉市商工会職員
	登記相談	12 日(水)午後 1 時~ 4 時	市役所 1 階市民相談室(☎ 38-5822)
	不動産相談	13 日(水)午後 1 時~ 4 時	市役所 1 階市民相談室(☎ 38-5822)
	生活困窮者自立支援	平日 午前8時30分~午後5時15分	市役所 2階生活自立支援相談室(☎ 22-5003)
	戦没者遺族相談 ※予約制	21 日金午後 1 時~ 4 時 ※ 14 日金までに申込	市役所 1 階市民相談室 (☎ 38-5822)
健康	臨床心理士による こころの健康相談 ※予約制	6日(材)、20日(材) 午後1時30分~3時30分 右記二次元コードまたは電話	保健センター(☎ 37-3511) 相談時間:30 分 対象:市内在住の人
障 が い	障がいのある人・家族・ 支援者の相談	平日 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分	市役所 1 階 基幹相談支援センター( <b>☎</b> 81-9973)
	こどもの発達、障がい、 療育の相談 ※予約制	平日 午前9時~午後5時	児童発達支援センター(西市町桝東 37 番地 1) ( <b>☎</b> 58-5122)
高齢者	高齢者の生活・介護 ・認知症など	平日 午前8時30分~午後5時	岩倉中学校区の人 岩倉市地域包括支援センター(☎ 38-0303)
		平日 午前9時~午後5時30分	南部中学校区の人 岩倉東部地域包括支援センター(☎ 96-6553)
こども	育児や健康	平日 午前9時~12時 午後1時~4時	保健センター(相談専用電話☎ 66-7300)
	育児について	平日 午前9時~午後5時、土曜日 午前9時~正午	子育て支援センター (☎ 38-3911)
	児童虐待などこどもを 取り巻く問題	平日 午前8時30分~午後5時15分	市役所 6 階家庭児童相談室(☎ 38-5810)
	学校や家庭における悩み相談 (教育相談) ※予約優先	毎週火曜日(原則)午後1時~4時 毎週木曜日(原則)午前9時30分~午後0時30分	地域交流センターくすのきの家2階 教育支援センターおおくす相談室(☎ 38-0300)
	たんぽぽ相談 (発達や障がいに不安のある こどもの養育相談) ※予約制	相談時間 火・金曜日 午後 1 時 30 分~午後 4 時 (予約受付 平日 午前 9 時~午後 5 時)	一宮東特別支援学校(一宮市丹羽字中山 1151-1) たんぽぽ相談係(☎ 0586-51-5311) ※予約はたんぽぽ相談と伝えてください。
成年後見	成年後見制度相談 (巡回相談・予約制)	12日XV午後1時30分~4時20分 ※前日までに申込(電話可) ※相談は1組50分で、1日3組	ふれあいセンター3階福祉団体活動室(西市町無量 寺 2-1) 尾張北部権利擁護支援センター (☎ 0568-74-5888)